

平成19年3月 勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成19年3月12日

○出席議員 20人

1番 土屋 元 君	2番 佐藤 啓 史 君	4番 渡辺 伊三郎 君
5番 松崎 栄 二 君	6番 刈込 欣 一 君	7番 末吉 定 夫 君
8番 黒川 民 雄 君	9番 渡辺 玄 正 君	10番 寺尾 重 雄 君
11番 高橋 秀 男 君	12番 板橋 甫 君	13番 丸 昭 君
14番 八代 一 雄 君	15番 児安 利 之 君	16番 渡辺 利 夫 君
17番 佐藤 浩 寿 君	18番 滝口 敏 夫 君	19番 伊丹 富 夫 君
21番 岩瀬 義 信 君	22番 深井 義 典 君	

○欠席議員 1人

20番 水野 正 美 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	助 役 杉 本 栄 君
収 入 役 江 沢 始 一 君	教 育 長 松 本 昭 男 君
総 務 課 長 西 川 幸 男 君	企 画 課 長 藤 江 信 義 君
財 政 課 長 関 重 夫 君	課 税 課 長 乾 康 信 君
収 納 課 長 鈴 木 克 己 君	市 民 課 長 滝 本 幸 三 君
介 護 健 康 課 長 関 修 君	環 境 防 災 課 長 田 原 彰 君
清掃センター所長 酒 井 正 広 君	都 市 建 設 課 長 三 上 鉄 夫 君
農 林 水 産 課 長 岩 瀬 章 君	観 光 商 工 課 長 守 沢 孝 彦 君
福 祉 事 務 所 長 小 柴 章 夫 君	水 道 課 長 藤 平 光 雄 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君
農 業 委 員 会 酒 井 明 君	
事 務 局 長	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 川 又 昌 昶 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第18号 平成19年度勝浦市一般会計予算

議案第19号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第20号 平成19年度勝浦市老人保健特別会計予算

議案第21号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第22号 平成19年度勝浦市水道事業会計予算

第2 陳情の委員会付託

陳情第1号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化のため国への意見書提出を求める陳情

第3 休会の件

開 議

平成19年3月12日（月） 午前10時00分開議

○副議長（黒川民雄君） ただいま出席議員は20人で定足数に達しておりますので、議会はここに成
立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○副議長（黒川民雄君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第18号 平成19年度勝浦市一般会計予算、議案第19号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成19年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第21号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第22号 平成19年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

なお、議案第18号 平成19年度勝浦市一般会計予算の歳入全般につきましては既に質疑が終了しておりますので、引き続き歳出全般の質疑を行います。

質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○2番（佐藤啓史君） 65ページ、使用料及び賃借料30万5,000円、市ホームページ用パソコン及びサーバー借上料として計上されております。18年度に比べ、たしか金額的に若干下がったと思うんですけども、6月議会に一般質問させていただいた中でバナー広告及び企業広告を提案させていただいた中で、早速、市のホームページを拝見しますと、先週末の段階で、名前は伏せますが、業種的にいくと不動産関係で1社、ゴルフ場の関係で1社、あと1つが衣料品店で広告が早速載っておりまして、すべて市内の業者さんだと思うんですけども、まだスペースがたしか5つほどあいているのかなと思いますけれども、滑り出してとしては、既に市内の業者さんの方で広告を載せていただきまして、これがたしか金額が、市内業者さん月6,000円ということで

なったと思います。もう既にその分で歳入が広告料という形で1万8,000円入ってくるのかなと思っておるんですけども、まず1点、聞きたいのが、この広告料の収入の部は歳入のどこで見るのか、雑入で見るのか、その辺、お聞きしたいと思っています。

「広報かつうら」の方でも広告というのが、今月だか先月の広報で出てたんですけども、広報の方では申し込み等は今現在であるのかどうか。また、ホームページの方のバナー広告に関しても、現状まだほかに来ているのか、それとも今後、職員の方で市内の業者さん等に、営業活動というのは適切な表現ではないですが、そういったこととしていく考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思っています。

同じ65ページで、委託料の中で旧新戸小学校の校舎解体の設計業務72万5,000円が計上されておるんですけども、今年度、設計で来年度解体という感じで考えていいものか、今後の新戸小の校舎の解体についての見通し、及びその跡地の利用等、お聞きしたいと思います。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君） ホームページあるいは広報の有料広告の関係のご質問でございますけれども、議員おっしゃられたとおり、3月1日から有料バナー広告の掲載を開始いたしました。3社、現在、掲載をされておるところでございます。枠そのものは8社ありますので、もうあと5社、可能です。4月からもう1社、実は予約がございますので、4月からは4社、予定をされております。ただ、一応、審査会にかけてということになりますので、議会後、正式な手を踏んだ上で4社ということで見込まれるところでございます。

また、「広報かつうら」の方の予約につきましても、実は1社、ある眼鏡店からの応募がございますので、これも一定の手続を経た上で、可能であれば4月号以降から掲載をという形になっております。

歳入の方、一応、雑入の方に入るわけでございますけれども、どの程度、金額的に見込まれるかわかりませんので、予算上ではゼロでございますけれども、掲載料については雑入の方に入ってくるという形になります。

それから、まだ枠がございますので、これからホームページ内に市内にいろいろな企業からホームページとリンクしてる会社がございますので、メール等を使いながら、もう少し周知に努めたいというふうに思っています。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） それでは、旧新戸小学校の校舎の関係でお答え申し上げます。

まず、解体の見通しということでございますけれども、市の方では現在、勝浦小学校の校舎の改築あるいは旧校舎の取り壊し等ありまして、勝浦小学校のグラウンドが今、一部使えない状況でございます。特に小学校の子供会のソフトボール部が現在、新戸小学校のグラウンドを利用しておりますので、勝小のグラウンドの整備等もあわせまして検討する必要があるというふうに考えておりますけれども、予定では19年度補正予算で解体工事費を計上する予定でございます。

それと、跡地の利用につきましては、現在は決定はしておりませんが、方針としては公共的な用地として確保していきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○2番（佐藤啓史君） 企画課長、財政課長、ご答弁ありがとうございました。

ホームページの方なんですけれども、4月からもう1社、申し込みがあるということでござい

ます。空きスペースがあると、見た方もあいてるとどうかなという印象もありますので、できるだけ早い段階で、すべてが埋まるような方向でいけばいいのかなと思いますので、既に私も市のホームページにリンクされている業者さん、あるいは個人のホームページ等を見ますと、40から50ぐらいあると思いますので、そういったところに積極的に働きかけしていただいて、すべてが埋まるような形にしていいただければと思います。それは要望しておきます。

新戸小なんですけれども、課長おっしゃったとおり、土曜日、日曜日になりますと、勝浦小学校のソフトボール、子供会の子供たちが練習しております。また、校舎がありますと、その管理上の問題等もありますけれども、解体が今年度補正で行われれば、あそこが全く更地になりますので、そういった場合には子供会だけではなく、例えばお年寄りたちのゲートボールですとか、地域の人たちがあそこで遊べるとか、スポーツできるとか、管理上の問題もあると思いますけれども、そのような形で開放していただくような形になれば有効的に使えるものと考えます。今後、公共的なものを市の方で考えているようですけれども、財政的な問題もあると思いますので、すぐというわけにはいかないと思いますけれども、それまでの間、地域の人たち、地元の人たちがあそこで何か、そういった活動ができるようにしていただきたいということをお願いしまして、終わります。

○副議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君） それでは、歳出全般で幾つかお尋ねをします。

まず、市長の予算編成方針ですが、国や県の経済状況、動向、その他の情勢、あるいは地方財政の動向の情勢を踏まえながら、歳出では内部管理経費の徹底した節減や既存の制度、施策の見直しにより経常経費の節減、合理化に努めるとともに、投資的経費においては、勝浦市総合計画後期基本計画及び第3次実施計画の2年目として、その計画事業の着実な推進を図ることを基本に、緊急度あるいは重要度及び事業効果に配慮し、限られた財源の効率的な配分に努めながら予算の編成を行ったと、こういうふうに編成方針で市長は述べています。

そういう中で、まず第1点は、ここでも市長が言っているように、市長の予算編成方針と勝浦市が出している18年3月につくった勝浦市総合計画第3次実施計画、18年度から20年度の実施計画でありますけれども、これとの関係がここにも触れられて、第3次実施計画の2年目として、その計画事業の着実な推進を図ることを基本に云々と言ってるわけですね。

この実施計画を見ると、18年度から20年度をどういうふうな分類にしているかということ、施策体系別事業費、普通会計ですね。4ページですが、これによって分けているわけです。第1章、海と山の活力を生かし合う華あるまちづくりと、字面だけ見ると、非常に前途洋々、希望に満ちた感じがしますが、計画事業費として1億941万8,000円、第2章、安心と安全を分かち合う慈しみのまちづくり、こういうことで6億7,638万9,000円。全部言うとも時間かかりますから。第3章、自然に向き合い、あるいは第4章、効率的な行財政と市民が主人公のまちづくり、総計16億9,695万6,000円が18年度の施策体系別に見た事業費の実施計画でありました。

このことについては、18年度決算においてこれが検証されていくだろうと思いますが、さて、19年度でありますけれども、19年度では第1章で1億2,971万5,000円、第2章の関係で6億3,005万7,000円、第3章では3億7,696万6,000円、第4章で3,300万8,000円、合計11億6,974万6,000円が実施計画で盛り込まれているわけであります。

あと20年度とありますが、そこで、それでは、市長が編成方針で述べている後期基本計画及び

第3次実施計画の2年目として、その計画事業の着実な推進を図ることを基本に云々と言っているけれども、今回の19年度予算編成の中で、全体としてどのような形でといいますか、精神といいますか、これに沿った形で盛り込まれて、それが歳出予算として生かされてきているのか。本会議の質疑ですので、一つ一つの各項目については、これから行われるであろう予算審査特別委員会でお聞きをいたしますが、全体としてどうなのか。主なところだけでも、ひとつお答えをいただいておりますというふうに思います。それが第1点であります。

第2点は、人件費の関係なんですけれども、207ページから208ページにかけての給与費明細書であります。その前に、勝浦市行政改革大綱2005によれば、定員管理・給与の適正化と職員の意識改革ということで、15ページ、定員適正化計画の推進ということで、17年度から22年度までの計画が示されています。17年度で実人員を11名減員する。18年度で5名の減員、19年度で7名の減員、合わせて、19年度から振り返って3カ年で23人の実人員を減員すると、こういう実施と一部計画ですね。

そういう中で、最終的にはまだ20年度6人、21年度5人、22年度3人と、こういうふうに実人員を減らしていくわけですから、かつて私が一般質問で質疑したときの中では、実人員を減員するけれども、それをカバーする上では激変をさせるわけにはいかないと。住民サービスをダウンさせるわけにはいかない立場から、減らしたら減らしたままじゃないんだと。そこにパート賃金者を含めて、そういうもので若干のカバーはしていくんだという答弁が、たしかあったように記憶しています。

時間外勤務、超過勤務についても、今までと同じ事業量で、今までと同じ労働密度で働いていれば、怠けなくて普通に従前と同じように働いていれば、実人員が減るわけですから、そこに労働密度が上がるということは理屈の上で当然ですね。そこで、そういう時間外勤務が当然ふえるだろうと、私は理論的には思うんです。そこを踏まえて、209ページの時間外勤務手当の項を見ると、前年度当初2,686万8,000円、本年度3,667万1,000円と約1,000万円の増があります。しかし、これをよく見てみると、19年度は7月の参院選、4月前半の県議選、後半の市議選、参議院選で680万5,000円、県議選で519万5,000円、市議選で300万円の時間外、超過勤務手当が計上されてますから、1,500万円の手当が計上されてるから、これは実質、平常の業務と違うから、これを差し引きますと、時間外勤務手当が前年対比で若干減ってきているという勘定になります。

確かに、見直しの中で削減できる人員もあるでしょう。しかし、全体としてこれを絞り込んでいってる中で、超過勤務手当はふえない。頭から一定の額に1年間絞り込んでいる。この時間帯でやるんだというふうに絞っている。結局、それが何を物語るかということ、ただ働きですよ。超過勤務をやったって時間外がつかない、手当がつかないという現実が出てきちゃう。そういうことにならざるを得ないので、これをふんだんに出せとはもちろん言わないけれども、法規法令に基づいて、時間外をやったらきちっと出していくという体制の中で、逆積み上げで、上からまず時間外勤務は何千時間ありきでやるんじゃないで、実績とかその他の業務量の多い少ない、それから新たな包括支援センター、その他ありますね。新たな仕事はどうなるのかという目安の中で下から積み上げていくべきものだと思うんです、この超過勤務手当のことは。だから、そういう点で、これがどういうお考えなのか。ここにあらわれてきている19年度の数字はどういうお考えなのか。

あわせて、各款項に盛られている、各項目に盛られている賃金の総和は何人分と額はどの程度になるのか。前年対比でどうなのか。18年対比で19年の当初では、賃金の額がどの程度になっているのか。もしわからなければ、予算委員会に譲りますけれども、わかれば、ぜひわかる範囲の中で、その辺をお示しいただきたい。会社で言えば正社員の、市役所で言えば正職員の数とパート賃金者の数と時間外勤務手当、それこそ小泉さんじゃないけれども、三位一体、三者が総合的に勘案されて定員管理がやられていくんではないか。そのことが、ひいては市民に対する役所の行政サービスのダウンにつながらないような方向が出るんじゃないかという見地を持っていますので、ぜひともその点についてお答えをいただきたい。

3点目ですが、これも2005に出てるんだが、17ページの方に公共工事等の入札契約関係が出てます。内容説明では、随意契約を減らし、入札による実施を増加させ、経費の節減を図る。また、随意契約実施にかかわるガイドラインを整備すると、こういうふうに言ってます。これは、17年度、18年度で検討し、19年度で実施するということになってまして、19年度以降22年度までの間に、19年度で1,300万円、20年度で1,300万円、21年度で1,400万円、22年度で同額、こういうふうに見積もられています。健全な財政運営の確立、経費の節減、合理化等という項目で。そうすると、19年度で実施で1,300万円の経費節減を図ると、こう言ってるんですから、19年度予算の中でどういうふうにそれが盛り込まれ、生かされてきているのかということをお聞きしたいわけですね。

随意契約を減らして入札の方に傾斜をかけていくということなんだが、最終的には指名競争入札、消防自動車、高規格自動車とかその他ありますけれども、ほんの限られた特殊なもの以外は、一般競争入札が原則だろうと。これがまた、日本の中のいろんな県単位で汚職、腐敗、あるいは談合問題が出てきてる中で、一般競争入札の考え方、執行部も持ってる答弁もありますけれども、この際、もう一度、その点についてお聞きしておきたい。それが歳出の3点目。

4点目なんですけど、これで最後ですけど、予算書のつくり方といいますか、議会に提起する執行部の親切度といいますか、構えの問題なんです。結論的に言うと、附属資料をもっと工夫して、もっと親切的な附属資料を出してくれと、こういうことなんです、一言で言えば。この間も私、やじとやじで応酬をせんだってやりましたが、要するに、今のこれは議会の運営上、たまたま私、今、議運の委員長やっておりますが、もちろん議会運営との兼ね合いがありますけれども、少なくとも執行部の考え方として、今のままの予算書の作成と附属資料の作成と予算説明の仕方でのいかどうか、そういうふうに考えているのかどうかという点について、この際、お尋ねしたい。

というのは、予算書をいただいて、市長の予算編成方針をいただいて、19年度で言えば予算規模だとか、予算の目的別、性質別の分類だとか、あるいは新規事業の一覧だとか希望者はいただく。そのほかに、当初で言えば、こんな分厚い予算編成上の数字算出上の算出根拠が配られる。これ一つ一つ、全部はさみで切ってここに張ったら、本文が全然見えなくなって、こんなぺらぺらだけが残っちゃうような。張ったって張り切れない。特に福祉関係なんかはいっぱいありますから。補足説明はどうかという、極端に言えば、これを読んでいるにすぎない。肝心なところで抜けてるものなんかあるんですけど、例えば、市長公約、私も繰り返し要求を出していた就学前児童の医療費の無料化、これについては摘要欄にそれが無料制度でだけ出して、こっちの算出根拠、今まで幾ら計上して、その上、算出したというのは、どこを見ても、この中に載っていない。それはそれとして、執行部だって補足説明、こんな分厚い資料を出しておいて、これ以

上の説明できますか。現実、できないでしょう。そうだとすれば、今、一工夫した中で、私は予算説明はしてもらった方がいいというふうに感ずるものですが、その点についてのお考えはないかどうか、お聞きしておきたいわけです。

例えば、御宿の19年度の一般会計予算概要なるものを手に入れたわけですが、これを見ると、予算編成の基本的な考え方は、勝浦市ともちろん内容的には全部同じですが、今度は各歳入歳出別の、例えば、地方譲与税について自動車重量譲与税及び地方道路譲与税は、前年度と同程度の額を見込んだものの、平成18年度までの経過措置であった所得譲与税が 5,000万円減額となったことから、大幅な減額となりましたと、こういうふうの一つ一つ解説がついている。県支出金から諸収入から町債からすべて、なぜ、こういう数字で立てたのかという解説が全部ついている。

もう一つ言えるのは、さっき私が指摘した、この予算は実施計画を、御宿で言えばまちづくりの基本項目、例えば一つとして、行政近代化とコミュニティー形成という項があって、住民参加と協力による未来の見えるまちづくりと、こうなっていて、その枠の中で事業名が住民基本台帳ネットワーク事業とか、いろいろ参議院選挙のとかというふうに、そういう分類の仕方で附属資料として出されてきている。言ってみれば、我々素人にとっては非常にわかりいい附属資料がついている。例えばですよ、これは一つの例です。

だから、もう少し何か工夫をしていただいて、出していただきたいというふうに感ずるんです。その点のお答えをいただきたい。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。まず、人件費関係でございますけども、賃金でございますが、まず19年度の合計額が 5,969万 4,000円でございます。18年度の額が 4,989万 8,000円ということですので、率にいたしまして19.6%、今年度、増額となっております。

時間外勤務手当等につきましては、事務事業の見直し、あるいは事務の効率的な執行をということで、そういったことで積極的な削減について努力をいただきたいということで各課にお願いいたしまして、今回、選挙の時間外勤務手当については、確かに議員ご指摘のとおり、今年度特別といいますか、そういった状況の中で、時間外勤務手当自体では、総額的には大きくなっておりますけども、過去の時間外につきましては、ただいま申し上げましたように、事務事業の見直し等によって節減を図っていただくということで、予算編成の段階でお願いをしております。

続きまして、入札の関係でございますけども、計画に載っております随意契約のガイドライン、これにつきましては、現在、策定中ございまして、間もなく決裁に上げて、今月中に各課の職員に説明会を開く予定でございます。随契につきましては、地方自治法施行令第 167条の 2 第 1 項に定める随意契約の事務の公正性、あるいは経済性を確保するために、個々の契約ごとに技術の特殊性、あるいは経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的にガイドラインで示しまして、極力、随意契約から競争入札の方に移行できるものは持っていくということのために、今回、ガイドラインを設定するものでございます。

なお、入札制度の改革につきましては、平成17年度より勝浦市制限付きの一般競争入札の導入、あるいは特定建設工事共同企業体への発注とか、予定価格の事前公表等で改善を図っております。今後につきましても、逐次、改善できるところは改善を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、予算書の附属資料の関係でございますが、確かに議員ご指摘のとおり、私どもで

皆さんにお渡しいたします附属資料は、各事業ごと、極端にいいますと、各節ごとにかなり細かい分析をいたしまして、予算書にのり切れない部分、それを細かく分析いたしましてお配りしておる状況でございます。先ほどほかの市町村の説明書の内容もお聞きいたしましたので、今後につきましては、各市町村の説明書等の状況等も十分調査いたしまして、検討していきたいと考えております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 次に、藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君） お答え申し上げます。平成18年度から20年度の第3次実施計画と19年度予算との関係でございますけれども、過日、議決をいただきました18年度の3月補正予算を踏まえた18年度の進・状況、並びに現在ご審議いただいております19年度当初予算、どの程度反映しているのか、この辺につきまして、現在、企画、財政、あるいは各課の方にも照会をかけまして、内容分析をやっている最中でございますので、その辺は細かいところまでは現時点ではお答えできないということで、ご理解をいただきたいと存じます。

ただ、第3次実施計画そのものが行政改革2005あるいは財政健全化計画と、これとの整合性を合わせつつ作成をいたしましたので、計画事業、大変絞ってございますので、また予算査定におきましては、計画事業というものを基本に編成をされているというふうに聞いておりますので、予算の中に第3次実施計画の計画事業が反映されているというふうに、計画部門では認識をしております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） 人件費の関係につきましてお答えをいたします。議員ご指摘のように、勝浦市行革大綱2005の中の定員管理の策定に係る定員管理計画に伴うものでありますが、19年度には272名を265、7名減というふうになっております。議員ご指摘のように、17、18、19の中では23名の減という計画になっておりますが、本年度につきましても全体の総職員数では12名の削減というふうに、一応、現時点では考えております。さきの議会でも申し上げましたように、事務事業の見直しとか、あるいは各組織の見直しとか、そういうものの中での人員の削減、減らす部分もございますが、今回も福祉事務所の障害者自立支援法の関係とか、あるいは介護健康課の包括地域センターの関係とか、特に保健師の増とかいうもので、ふやすところには正式にふやしてございます。ただ、全体としては、そのような減というふうになっております。

議員のご指摘の給与費明細の関係であります。206ページに一般会計の方の給与費明細の人員、あるいは給与関係がのっております。ご承知のように、本年度は一般会計、昨年度まで給食センターの会計が別になっておりましたので、今回、そういう面で一般会計の206ページの職員数は一般職で222名、前年度216名で6人増というふうになっておりますが、現実問題とすれば、昨年度の18年度当初予算で給食会計で14名の人員を見ておりましたので、その関係を考慮しますと、反対に9名の減というような形になっております。

減になった関係が基本的に職員の事務量の増につながるということについては、ご指摘のとおりであります。先ほど財政課長、お話がありましたように、職員の減したものについての対応というのは、基本的には3つしかないというふうに思っています。1つが、臨時職員の対応。これは先ほど財政課長申しましたように、前年度比19.6%の増ということで、本年度、19年度は5,900万円程度の予算が計上されているようでありまして、もう一つが時間外の対応。もう一つが係間の協力といいますか、内部の協力体制で行うというものであります。内部経費の最たる

ものが人件費というふうに考えておりますし、住民の要望に少しでもこたえるには、まずは内部経費の最たるものであります人件費を削減した上で、住民要望に少しでもこたえようという基本的な考えでございますし、そういう面では職員にもその辺が理解していただけてるのかなというふうに考えております。

ただ、時間外勤務手当、ご承知のように、今回、選挙費を除きますと、基本的に減というふうになっておりますが、今後、時期的にどうしても時間外で対応しなくてはいけないものとか、あるいは新規業務の内容によっては、どうしても時間外が必要だというものの等々につきましては、今後、補正予算等の対応から全体的な調整は必要であるというふうに考えております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君） 企画課長、そう言うけど、市長の施政方針演説で、歳出における投資的経費においては、総合計画後期基本計画及び第3次実施計画の2年目として、その計画事業の着実な推進を図ると、こう言ってるし、今の答弁では、第3次実施計画は行革大綱2005と照応するように絞り込んでいると、こう言ってるんです。そうだとすると、19年度、第1章、1億2,900万円余り、第2章、ずうっときて、歳入についてもちゃんと実施計画上の財源上の一覧が出てくるわけでしょう。そうしたら、これから各課と調査してだか調整してだか知らないけれども、それを寄せ集めて、予算書とどう照応するのかを出しますと、それは全く逆じゃないですか。実施計画ありきで、しかも、それは2005と照合して絞り込めると、そういう実施計画に基づいて、3カ年実施計画の真ん中の19年度の予算として予算書を立ててきてるんでしょう。そうしたら、それは各課から上がってくる上がってこないじゃなくて、当然、その積み上げの結果が集大成として予算書に具現化されてきてるんじゃないですか。そうでしょう、理屈からいったって。

まず、予算立てありきで、市長が何だかわからないけど、査定しちゃったと。後から実施計画にぶつけていきますよと。これ、3カ年、ローリング方式ですよ。18年度から19年度へどうローリングしたのか、あるいは19年度から20年度にどうローリングさせていくのかまで含めて、やった上で予算立てしなければ予算立てようがないじゃないですか。そういうことを言ってるんです。

だから、私は、それはもう既にあると。私はあえて言ったでしょう。本会議の質疑だから、そこまで全部出せといたら時間ばかり食ってしょうがないわけで、それはたまたま私も予算審査特別委員ですから、その予算審査特別委員会にそれらの資料を出してくださいと。その上でなければ審議にならんと、こう言ってるんです。それは出せるのかどうかと。考え方として、今の企画課長の答弁は、言ってみれば、全く逆さまだと。その点、どうなんですか、お尋ねをしたい。

人件費のところは、一応、理解はしました。念のために言っておきますが、少なくとも最低、職員が給料は年々漸減していく、それこそ2005を見ると、22年度以降は職員関係で言えば、50歳以上の勧奨退職に対する1号俸上げるのは廃止だとか、それがいい悪いは別として、少なくともだんだん役所の職員、特に若い人たちは夢も希望もないという方向に、極端に言えば、全体としてなっているんですよ。だから、そういう中で、少なくとも今働いている中で、ただ働きは、とにかく避けるべきだという点を強く主張しておきます。それは答弁は結構です。

随意契約の関係ですが、随契を減らすと言ってるんですよ。今、財政課長言ったのは、随意契約実施にかかわるガイドラインを整備すること、この項なんですね。その項は、むしろ私は17年度、18年度の検討事項じゃないんですか。それで19年度は、この2005を見れば、実施となってる

んですよ。しかも、具体的に 1,300万円のそこで経費節減を図ると、こう言ってるんですよ。今、ガイドラインつくっていて、これが今度、各課に今から示されて、それから19年度の事業を各課が全部拾い上げて、この随契は妥当なのか、そうでないのかをやったら、今度は事業の進・状況にそれがはね返ってきますよ。せっかく我々が真剣になって、市長が提出した予算案に対して、これが恐らく23日の最終日には可決されるでしょう。そこから、すぐ始まる事業の執行ですよ。これに響いてくる。だから、私は、そういう点から言うと、執行部の姿勢というか、それに基づく実際の動きが甘いんじゃないですかと、こう言いたくなっちゃうんだな。その点について、もう一度、答弁をいただきたい。

最後に、予算書の関係ですが、近隣を参考にしていただくこと、大いに結構です。ぜひ、そういうふうにやっていただきたい。ただ、その結果、ほかが余り出してないから資料を少なくしようじゃなくて、議会と議員が本当に審議が十分にできるような、そういう環境づくりというか、予算に伴う、あるいは決算も同じです。予算決算、条例の改廃、同じです。少しでも審議をしやすいような、そういう資料提出を心がけていただきたい、そういう立場でお願いするわけですけど、そういう心構えでやっていただけるのかどうか、お答えをいただきたい。

人件費と財政の関係で言えば、当然、人件費は義務的経費の最たるものですが、当然、そこには話がいくわけですけど、義務的経費と準義務的経費をどう財源で賄うかによって經常収支比率が出てくると思うんですけど、その関係が、金曜日に若干質疑されましたが、一般的には、昔の自治省が言うには、70以下が理想的だと。80を超すと硬直化だと、こう言ってますね。それは表面をみただけの話であって、それも一つの指標にはなるかもしれないけれども、17年度の県下の市町村別決算の状況を見てみると、經常収支比率、勝浦市は17年度94.8%、千葉市も94.8%。高いところでは、佐倉などでは96%だし、茂原も91%。鋸南町なんてのは97%の經常収支比率になっているわけです。90出て、80%台、一番低い浦安なんかが78.5%ぐらいですから、あとは80%から90%、軒並みです。それでいいとは言いません。經常収支比率が下がることは望ましいんだが、しかし、上がったからといって、それだけでだめだとは、私は言い切れない。義務的経費、準義務的経費の中身が各項目、款項別の中身が大事なんだと。

例えば福祉なんかは、当然、人の配置がなければ福祉はやっていけないんですよ、制度的にも。教育だってそうですよ。そういうところをばさばさ切っちゃって、經常収支比率が下がったといったって、市民にとっては中身は悪い行政なんですよ。だから、そういうところを勘案しながら、定数削減についても、あるいは經常収支比率を下げていく点でも、これは専門家だから、そのくらいは釈迦に説法だと。あんたが言うまでもないよと言われれば、それまでだけれども、そういう立場で、ぜひ經常収支比率については中身で勝負してもらいたいというふうに思うんだが、最後にそれをお答えをいただいて、終わります。

○副議長（黒川民雄君） 11時10分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 開議

○副議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君） お答え申し上げます。実施計画と予算との関係でございますけれども、

第3次実施計画の平成19年度の計画事業件数が295件ございます。また、総事業費で13億5,319万6,000円、計画事業費として見込んでおります。現在、それを今、把握、分析をしておりますので、予算審査特別委員会までには件数あるいは事業費ベースでどの程度、予算に反映されているかをお示しできるというふうに考えております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。まず、1点目の随意契約のガイドラインの関係でございますけれども、議員ご指摘のとおり、19年度予算に反映させるべきだというご指摘ですが、これにつきましては現在、今月中には各課の職員を集めましてガイドラインの説明をいたしまして、今まで随意契約であったものの中からガイドラインに照らしまして、少しでも競争入札に持っていけるようにということを現在検討しておりますので、それに基づいて19年度実施していきたいと考えております。

それと、予算の資料の関係でございますけれども、御宿町の例を出されましたけれども、私も見させていただきまして、各種経費につきまして総体的な文面あるいはグラフ等を使いまして、非常にわかりやすく工夫されております。また実施計画の中の事業がどれだけ実施されているか、そういったものも表によって示されておりますので、先ほど申し上げましたが、今後につきましてはほかの市町村等の状況も調査、研究させていただきまして、改善の方向で検討していきたいというふうに考えております。

経常収支比率の関係ですが、確かに議員ご指摘のとおり、標準ですと70から80が望ましいということですが、予算の弾力性がないと言われましても、勝浦の場合には福祉関係予算について、他市町村から比べてどこまで勝浦が進んでいるかということは何とも言えませんが、そういった面で市民の皆さんの要望にこたえるためにはどうしても、仮に90あるいは95になってしまうという場合も出てくるかもしれませんけれども、あくまでも市民の皆さんの要望にこたえるためのものですので、今後におきましては財源となります市税等の確保に努めまして、なるべく標準値に近づけるよう努力はしていきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君） 企画課長を別に責めるわけじゃないんですけど、だから、本来は私が言ったように、実施計画ありきで、その中で各課が、この実施計画の3カ年の第2年度、真ん中の年度をどう遂行していくか。そういう中で、ローリングすべきものはローリングする。そうでないものは真ん中の年度でやっていく。その上に立って、予算の、あるいは新規事業もあるでしょう、住民要望を盛り込んでいくこともあるでしょう。そういうものを勘案しながら、予算立てをしていくんだらうというふうに思うんですけど、最初の企画課長の答弁ではそれが逆に言っていたので、そうではないんじゃないか。私の言う方が自然の流れではないかというふうに思うんだが、その点、1点だけお答えをいただいております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君） お答え申し上げます。実施計画と予算の関係でございますけれども、議員ご指摘のとおり、基本的には実施計画を前提に予算を編成していただくというのが本来の形だと思います。ただ、集計そのものが企画部門が主になって行っておりますので、先ほど数字の方が遅くなったということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○副議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋 元議員。

○1 番（土屋 元君） 私も予算委員でございますが、予算委員会の効率を図るために、一般的に歳出全般について、本会議で質問させていただきます。

まず1点目は、前々段者がホームページの、要するにバナー広告について質問されました。そこでお聞きしたいんですが、課長は答弁で、その売り込みについてはメールで売り込んでいきたいという答弁がありました。私はちょっとおかしいと思うんです。本当に全部すぐに埋めたいなと思ったら、メールということではなく、リンク先をメールでと言ってますが、訪問するぐらいの覚悟をして協力を求めるという姿勢が一番大事なかと。訪問すると2つのメリットがあるんですよ。一つは、その誠意が伝わる。もう一つは、その訪問先の業績動向だとか、そういったような情報が収集できるわけです。そういうことというのは必要だから、メールでお願いするというのは余りにも誠意がなさ過ぎるので、リンク先全部とは言いません。主だったところをリストアップして、直接訪問して、誠意を見せた営業とその先の情報収集をしたらどうかということについてお答えいただきたい。

これもまた新戸小学校の問題について触れられました。先ほど、解体の設計の金額について言われましたが、ここで解体に至るまでの、どうして解体になったのか。地元に対して有効に活用しようというのが議会のたびに、有効活用が何かならないのかということを経られてましたので、校舎を含めて有効活用ということを検討されて、またそのように検討しますというお答えがあったと思いますが、その経緯の中で、どうして解体するのが一番いいんだと、ベストだという結論になったのか、地元の人たちとの協議はどうなったのかという経緯についてお尋ねします。

次に、この入札制度に関しまして前段者からいろいろな指摘がありました。そこで、今回の予算において、当然、金額が各課から上がったと。そこで、もし区別できるのであれば、この工事件名は入札あるいは随意、今現在の中でこういうふうに区別して予算計上しましたという仕分けがわかれば、これを予算委員会までに、例えばこの金額は随意で見てますと、これは入札で見てますという仕分けが必要だと思います。これは事務事業を効率化することについては、仕分け作業も含めてますので、当然、そういう形の中で予算立てしていますので、そういった区別を一覧表をつくっていただけるかどうかお尋ねします。

次に、予算書の作り方ということで、当然、議員に対する、議会に対する提出の仕方と、市民への提出というか公表の仕方は当然違うわけです。私も、いつの議会だか忘れましたが、この本会議場で、市長みずからがわかりやすく市民に公開していくと言われて、ニセコのよくわかる予算書というものを例に出して質問し、なおかつ、これは当局に1冊渡しました。しかし、財政課長の答弁は、今後、十分に調査、研究してと。私のは、ただ、はい、もらいました、お蔵入りしましたということなのかということをお聞きしたい。誠意がなさ過ぎる。一部検討したけど、まだまだ十分検討されてないという答えがあったらいいんですが、今後、市町村を十分調査して検討していきたい。今後ということですから、調査の対象ではなかったのかということ、まず一つお聞きしたい。

非常に厳しい財政運営あるいは市政運営をするときに、市民に理解してもらい、そして我慢してもらい、あるいは協力してもらい、役を担ってもらいということを積極的にしていかないと、行政の安定的な財政基盤の確立と同列にあって、市民に対する相当な協力体制をやっていくためには、十分なる説明が非常に必要かなと。説明する時間とその手法と道具ですよ。だから言うんですよ。私はそういうことについて、私の提案したよくわかる予算書ということに対して、ど

のように生かされたのかなということについてお聞きます。

歳出全般でいろいろ言っちゃうとあれですから、あとは予算委員会でやりたいと思います。以上、お答えください。

○副議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君） お答え申し上げます。ホームページあるいは「広報かつうら」のバナー広告の関係でございますけれども、この辺の周知につきましては1月7日のホームページから、もう既にこういう形で広く市内の企業を中心に募集をしているところでございます。また、広報の2月2日号でも掲載をいたしまして周知に努めておるつもりでございますけれども、先ほど申し上げましたように、本年度内でホームページのバナー広告が3社、新年度、4月以降からは4社が見込まれる。また、「広報かつうら」についてもある会社の方で載せたいというような要望がございます。私の方では、周知したからそれで終わりだというふうには全く思っておりませんので、バナー広告8枠あれば、なるべく8枠を埋めるような形で努力をしたいと思っておりますし、「広報かつうら」についても、なるべく収入が上がるように周知をしたいと思っております。

その第1段階の方法として、市のホームページにリンクしている会社が、昨年6月現在ですらちょっと古いんですが、77社ほどございます。そういうところにメールなり何なり、こういうものやっているので掲載なさいませんかというようなたぐいのものを、まず第1段階としてやってみようという意味で申し上げたものでございまして、その状況を見ながら、8枠埋まるような形で努力をしたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。まず、旧新戸小学校の校舎の解体についての経緯ということでございますけれども、これにつきましては、これまで幾つか民間の事業者の方で土地を活用したいということでお話がございましたけれども、結果的に市内の医療法人南洲会が最後まで、あそこを活用したいということでお話がありましたけれども、結果的には合意に至りませんでした。辞退されたということで、その後、校舎につきましてはかなり老朽化が進んでおりまして、私も今の校舎が活用できるかどうか、いろいろ見て回りましたが、今の校舎を活用するにはかなりの経費もかかってしまうということと、また地元の方でも火災等危険があるので、なるべく早目に壊していただきたいという要望もございますので、今回、設計料を組んであります予定では、補正予算で取り壊しの経費を上程したいというふうに考えているところでございます。

予算の関係で入札と随契を区別して予算計上してあるかというようなご質問ですが、予算を組む上ではそこまでは区別はしてございません。ただ、基本的には、工事請負費等については入札で実施したいと。それと備品購入費、委託料につきましても、額によって極力、競争入札にかけられるものにつきましてはかけていただくということで、各課の方にもお願いをしております。

市民にわかりやすい予算書ということですが、予算書そのものにつきましては、いろいろ様式等も自治法施行令等で決められておりますけれども、あくまでも市民の皆さんへの説明につきましては、これまでも広報等で周知をしておりますけれども、その表現の仕方等につきましては、より一層工夫してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君） 企画課長は、第1段階としてメールで通知するということですが、私が質問

したのは、リストアップして、訪問することが必要じゃないかと。そういう誠意がありますかどうか聞いたんですね。ちゃんと質問に答えてくださいよ、延ばすんじゃないでね。そういうことをやって誠意を見せるだけじゃなくて、税収も厳しいわけでしょう。税を払ってるところだと思いますので、税の協力を求める、業界動向もつかむことができるから、77社全部と言ってないじゃないですか。主だったところをリストアップして、するぐらいの必要はどうなんですかと。次に二の矢、三の矢でそういうことを考えていただけますかということで、もう一度質問します。

新戸小の問題については、地元の要望、お話し合いされて、活用というよりも校舎については早く壊してくださいという要望があったということはありませんので、今回の設計料の予算計上になったということでもあります。でも、それに至るまで、民間業者のいろいろ応募というんですか、それは何社かあったということで、それは検討されたと思いますが、地元との話し合い、新戸小が統合された後に有効活用を考えようというものはすごくあったと聞いていますので、何回ぐらい地元の人たちと有効活用についての座談会なり懇談会なるものを開催されたかどうかを教えてくださいなというふうに思います。

入札制度、今の予算には工事請負は基本的には入札と。備品等、委託料については、基本的には随意契約、そして、それをできるだけ入札に持っていきたいなということで考えてますと。仕分けはできませんと。仕分けはできないというか、仕分けはしてないということなのか、はっきり全部のものについては区別することができませんというお答えだったと思うんですが、基本的に、その項目によって入札あるいは随意契約ということを斟酌しなくちゃいけないということ、今の段階では分けることはできないということで、もう一度、それをお尋ねいたします。

よくわかる予算書については、私も本会議でいろいろ広報の字の大きさとか、文言云々は指摘してまして、そのたびに変わってきて、見やすくなってきてると私も評価してます。しかし、まだまだ不十分ということをお互いに認めて、より市民がわかりやすい、内容については研さんが必要だと思いますので、基本的には、ぜひそういう努力をしてもらいたいということを要望して終わります。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君） お答え申し上げます。ホームページあるいは「広報かつうら」のバナー広告の関係でございますけれども、先ほど第1段階として、いろいろ取り扱い基準上ですべての会社がすべて対象になるものでもないわけございまして、ある程度、基準をもう一度理解してもらった上で、次の段階ではこちらの方からバナー広告に載せてもらえそうなところを訪問するなり、あるいは、そういう企業活動というものをしたいという意味の第1段階、第2段階でございますので、その点、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。まず、旧新戸小学校の跡地の関係で、地元との話し合いの回数ということですが、私どもで把握しておりますのは、まず平成16年6月28日に、これは新戸学区全地区でそれぞれ青年館の方で説明会を開いております。総体的に何回開いたかは、今の段階では把握できませんので、後ほど答弁をさせていただきたいと思います。

随意契約の件数につきまして、先ほど申し上げましたように、予算編成上、この項目については入札でいきます、あるいは、この項目は随意契約でいきますというふうに区別はしていません。したがって、これは各課の方の考えもありますし、かなりの項目がありますので、すべ

て分類して、これは入札でいく、これは随契でいくということが現段階では分析できない状況です。ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○副議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（黒川民雄君） これをもって一般会計予算の質疑を終結いたします。

○副議長（黒川民雄君） 次に、議案第19号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成19年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第21号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第22号 平成19年度勝浦市水道事業会計予算、以上4件を一括して質疑を行います。

質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。ページ数は221ページから379ページまでです。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君） まず初めに、特別会計、水道事業会計、全般でお伺いいたしたいと思います。

一般会計の質疑の際にも若干触れましたが、平成19年度において、市においては行革大綱2005を踏まえて行政改革の推進を図っていくと。その成果の期待については、若干、数字的なことも含めて財政課長の方から答弁が先般ありました。その辺については了としたわけではありますが、この特会、水道事業会計等も行革推進の対象の会計でありますので、この際、行革推進の流れの中で、19年度、特に改革を推進するという観点から、どのような取り組みを考えているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

次に、国保会計でお伺いいたしたいと思います。私が申し上げるまでもないのでありますが、今回の238ページにも示されておりますように、医療費が非常に伸びてきているということが言えるわけであります。つまり、療養給付費、療養費、高額療養費等であります。国保一般被保険者医療費の推移を見てまいりますと、平成15年度は10億6,350万8,000円、これに対しまして、平成17年度は12億4,852万9,000円であります。今回の当初予算で見ますと、13億7,384万4,000円と数字で示されておまして、この医療費の伸びの傾向というのが歯どめがかからない状況にあるわけであります。療養給付費、療養費、高額療養費等合わせていきますと、そういう数字になってくるわけでありますけれども、この伸びを抑制していく、これは何と言っても市民の健康づくり、この施策を強化することによって、医療費の伸びを抑制していく効果があらわれてくるわけであります。

これが一つと、もう一つは、何と言っても入りをふやしていく。つまり、国保税の調定額に対する徴収率を高めていくということが極めて重要であり、ひいては市民の健康増進と被保険者の負担の軽減につながっていくわけであります。

国保の議論の過程では、この2つの点が非常に重要になってくる、また今日まで議論を積み重ねてきているわけであります。毎回のよう指摘しておりますけれども、隣接の鴨川市におきましては、これが具体的な施策展開の成果となってあらわれているのかどうかよくわかりませんが、勝浦市よりも保険税等は低く抑えられてきている。医療費を見ましても、1件当たりの医療費も勝浦市の方が若干高いのではないかと思われるわけであります。

そこで、19年度において、まず市民の健康増進へ向けた諸施策をいかに展開し、そして結果的に医療費抑制に努めていくのか。この施策について、どのようにお考えになっているのか、お聞かせ願いたいと思うわけであります。

もう一つは、今申し上げましたように、保険税であります、これが一般被保険者国民健康保険税、今年度は8億4,329万1,000円計上されました。前年度対比で見ますと、数値的には5,888万4,000円の減として、数値的には示されているわけであります。問題は、現年度課税分で91.5%、これは調定額に対して91.5%と、そのような収納を見込んで計上されたものと思うわけですが、また、介護納付金分の現年課税分、これも同じく91.5%、滞納繰越分については医療費給付費分、介護給付費分、同じく13.0%、このように当初予算段階で、私に言わせると低い収納率といいますか、これを見込んで計上されている。行政の財政運営というのは、当然のことですけれども、当初段階で計画を立て、予算措置をします。ここに上げられている数字というのは、最初から91.5%、あるいは13.0%と低い率で計上されてきている。したがって、これを超える努力をして収納率を高めていくという収納活動を展開されるものと思うわけですが、最初から低い数字で計上してきている、この背景というか、考え方というか、これについて、まず伺いたいと思うわけであります。

数値的には低いけれども、さて、この年間を通じて収納率を高めていく施策については、どのように考えられているのか、この点もわかりやすくご説明をいただきたいと思うわけであります。

230ページで繰越金の計上がなされております。これは前年度繰越金で1,003万1,000円計上されております。過日の議論の中で、この前年度の繰越金がある一定額見込まれているやの説明もされていたと記憶しているわけでありますけれども、前年度の、つまり平成18年度の決算見込みで繰越金はどの程度見込まれているのか、この点を明確にお示しいただきたいと思うわけであります。

他議員の質問の中で議論されておりましたが、市長から本算定段階において国保税の軽減措置について触れられた一部ご答弁がなされておりました。これはつまり、繰越金等の充当による配慮をという前提で、市長、答弁されたと思うわけでありますが、7月の本算定段階において国保税の軽減措置について、具体的にどのような取り組みを考えているのか、この点、まず承りたいと思います。

直営診療施設勘定で伺いたいと思います。270ページ。一般会計繰入金、これは前年度と比較しますと1,774万2,000円低い、2,579万2,000円の計上がなされております。診療所経営、今の熊谷医師を中心としまして医療活動、真剣に取り組まれ、また、診療所経営の面におきましても一般会計からの繰入金を抑制していくという努力がなされている。これは事実として評価しているわけでありますが、しかしながら、まだまだ努力をしていくことによって、これを軽減していくことが可能ではないかと思うわけであります。

歳出の面で、平成19年度、275ページに示されております勝浦診療所改築事業設計業務委託料310万円、計上されております。この事業の推進、その事業内容いかにによって、今申し上げた一般会計からの繰入金の額を抑えていく、診療所経営を今以上に良好にしていくことを秘めている内容の施策展開であろうかと思うわけであります。そこで、この際、改築の場所については理解しているところでありますけれども、念のために改築の場所、そして駐車場等、整備を含めた用地確保についてはどのようにお考えになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。あわせ

て、改築へ向けた事業の年次計画について、具体的にお示し願いたいと思います。

次に、介護保険特別会計でお伺いいたします。327ページ。19年度からの新規事業としまして、包括的支援事業の取り組みがなされるわけであります。この包括的支援事業の概要については理解しているところでありますけれども、この予算措置上における内容を見てみますと、当初段階では運営費に必要な諸経費の計上が中心となっているやに思うわけでありますが、今後、補正予算の段階で具体的な諸施策展開に必要な経費の予算措置も考えていると思うわけでありまして、この包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、この具体的な計画内容について、この際、ご説明いただければ幸いです。

最後に水道事業であります。379ページ。松部山田地先の配水管布設工事費が計上されております。今回の予算措置では75ミリ管 970メートル、本管を布設するという補足説明がなされておりましたが、この事業をもって、この松部山田地域における配水管布設工事はすべて完了するのかしないのか。しないとするならば、今後どのように継続的に行うのか、説明をいただきたいと思います。

もう一点は、この事業で重要なことは、今、布設されている本管、一部でありますけれども、地域住民の水道加入、これが若干足踏みの嫌いがあるわけであります。というのは、火葬場へ向けた市道勝浦荒川線に40ミリ管、本管が布設されております。そこからつないで松部山田地域には70ミリ管で本管が布設されているわけです。水圧の点で心配されていまして、今ここで管をつなぐことによって、水道をつなぐことによって、一定の加圧した給水が可能かどうかという、そういう懸念があって躊躇しているということを伺っております。本管が東急方面と完全につながりますと、その水圧の心配はなくなるわけでありまして、この地域住民の水道加入に対する説明といいますか、PRと申しますか、その辺については、どのような取り組みをされているのか、今後の取り組みとしてお聞かせいただきたいと思います。以上。

○副議長（黒川民雄君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 開議

○副議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど土屋 元議員の質疑に対し答弁の保留がありましたので、答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） 失礼いたしました。先ほどの新戸小学校の跡地活用についての地元との話し合いの回数ということでございましたけれども、まず、平成13年から16年4月までの間に8回、統合に関する話し合いはしております。その中でも何点かは跡地利用についての話し合いが出ておりましたけれども、中でも平成16年6月28日から7月2日、この5日間にかけて学区内の各区民会館等で懇談会を開催いたしました。その後、南洲会が跡地を利用したいということで話がありましたので、その辺の途中経過につきましては、17年5月20日に地元の各学区の区長さん方にその中間報告をしております。また、平成18年5月に南洲会の方から計画を辞退するという届け出がありましたので、それにつきましても各学区の区長さんのところを回りまして、その旨、報告しております。全体的な懇談会につきましては1回でございます。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 続きまして、滝口敏夫議員の質疑に対しましての答弁を求めます。滝本市民課長。

○市民課長（滝本幸三君） それでは、私の方からは行政改革の件等についてお答えをいたします。

まず、行政改革という中で、国保会計、その中の事業会計といたしましては、国保連合会への毎月送付しておりますデータのうち、手書きで行っていた下記のデータということで、今申し上げますが、平成18年5月よりデータの送付を開始したということで、一つとして上位所得世帯の移動、2として非課税世帯の移動、3、標準負担減額認定者の移動、4、特定疾病療養費該当者の移動、5、税滞納者の移動、6、低所得者の長期入院該当者。システム自体は外字対応がまだ完全ではないなどの不都合な点もありますけれども、移動リストを手書きにしていたころに比べて事務処理の軽減を図ったということでございます。

直診勘定につきましては、18年12月に薬剤師、看護師1名の移動、それと院外処方によるものということで、これらのものと、もう一点は電子カルテシステムの導入によって、会計事務の簡素化及びレセプト請求事務に合理化が図られたということでございます。

そのほかの点につきまして、まず1点目として、決算見込みの繰越金はどのくらいかというお話でございましたけれども、18年度決算見込み繰越金、約8,000万円を見込んでおります。ただし、このうち19年度予算で1,000万円を計上しておりますので、留保財源といたしましては7,000万円ということを見込んでおります。

これらの繰越金を使つての軽減措置というお話ありました。過日の議会で市長が申し上げたっており、所得が確定いたします本算定時まで、この留保財源の活用も含めて検討していきたいという考えでございます。

直診勘定になりますけれども、一般会計の繰り入れというお話がございました。19年度予算では2,579万2,000円ということで、前年対比で1,774万2,000円減額になっております。これは18年度途中、減少等、増減があったことから単純に比較できませんけれども、ちなみに平成17年度決算では3,100万円と。18年度決算見込みでは約2,500万円ということで、19年度予算と同じような数字になろうかと思います。

改築についてでありますけれども、旧勝浦病院があった敷地、国道297号沿いを候補としております。駐車場というお話ありましたけれども、この土地993平米ございますので、この中で駐車場も確保していきたいという考えでございます。

年次計画ということでありますけれども、実施計画で19年度、設計委託ということで、20年度建築という計画になっておりますので、この計画に沿って実施してまいりたいと考えております。

これらによって、一般会計の繰り入れが減少する要因でもあるのではないかとこのお話でございましたけれども、これに伴う新しい機材もどうかなという考えもありますし、ただし、土地借上料、現在、老朽化しておりますので、年間かかる修繕料、こういうものが減っていくのかなという考えでおります。維持管理が多少減少するという見込みではありますけれども、以上でございます。

○副議長（黒川民雄君） 次に、関介護健康課長。

○介護健康課長（関 修君） 介護保険特別会計と行政改革大綱2005の関係についてでございますが、介護保険特別会計におきましては行政ニーズに対応した組織機構の見直しという形で、新たな行政課題への対応といたしまして、平成19年4月から始まります地域包括支援センター設置に伴います人員の配置、3名の増員、それに対する人件費等、予算化したところであります。

次に、医療費を抑制していく上での市民健康づくりについてでございますが、19年度における

医療費の抑制に対する健康づくりにつきましては、市民の健康維持増進事業といたしまして、疾病の早期発見、早期治療を目的に基本健康診査を初め、結核診査、C型肝炎、前立腺がん検査、マンモグラフィーによる乳がん検診等、各種検診を実施するとともに、疾病予防及び介護予防に資する事業といたしまして、基本健康診査等の結果説明会、高血圧等の要指導となった者に対する健康教育等の実施、あるいは食生活改善事業としてヘルシー教室の開催、健康はつらつ教室の開催等、各種予防事業、健康づくりを展開しているところであります。

また、国保担当課との連携のもとに、他医療機関の多重受診者リストをもとに、保健師による訪問指導等の実施を行って、医療費等の抑制に努めてまいる考えであります。

また、特に食生活の偏りや過度の飲酒、運動不足などの悪い生活習慣から内脂肪がふえ、高血圧、高脂血症、高血糖などの症状をあわせ持つメタボリックシンドローム状態となりますので、放置しておくと動脈硬化等が進み、脳卒中や心臓病などの発症率が高くなりますので、ヘルシー教室等においてメタボリックシンドローム対策を取り入れた事業展開をしていく考えであります。

次に、19年度から始まる地域支援事業の具体的計画内容についての質問でございますが、地域包括支援センターの具体的内容といたしましては、予防給付、介護予防事業のケアマネジメント事業、あるいは総合相談支援事業、権利擁護事業、さらには包括的・継続的マネジメント支援事業という形で進めていく形でありまして、保健師、主任介護専門員、社会福祉士等の専門職の3名によって事業展開することとなりますので、予算上における事業費等の増額は、現在のところ見込まれておりません。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 次に、藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。まず、行革大綱2005の推進の中で水道事業は何を19年度に行うかという質問でございますけれども、行革大綱に載っております水道事業と申しますか、公営企業の経営健全化という項目がございます。この中には、一つは民間委託の推進、もう一つは経営健全化への取り組みと、この2目が掲載されてございます。

この中で水道事業を平成19年度にやるものでございますけれども、浄水場の運営委託の量をふやします。委託につきましては、既に平成17年度から行っておりますけれども、本年度末をもちまして1名が退職、また1名が一般事務職との交流により減ります。このことによりまして、佐野浄水場の勤務をすべて全面委託するということで計画してございます。一番大きなものは以上でございます。

次に、松部山田地先の配水管の布設替え工事についてでございますけれども、まず第1点目に、本年度で全体計画が完了するののかということでございますけれども、19年度工事が終了した時点で、全面ループ化で通水が可能ということになります。

次に、地域住民の加入状況でございますけれども、現在のところ、加入申請は1件も出ておりません。

また、加入しない状況について、先ほど水圧不足が懸念されているからとかということが言われておりましたけれども、現在のまでも水道加入は不可能ではございません。ただ、当初から言われておりますとおり、水圧不足はあるかと思えます。ですが、給水できないほど下がる状況ではございません。ことしの工事で完全につながれば、今までよりは松部山田はともかく、南山田の給水の末端地域におきましても水圧は上がるということで、今まで以上に有効な利用ができるかと思えます。

もう一つですけど、地域住民に対して説明会を行ったかということでございますけれども、これは18年度工事を行う時点で、都市建設課の道路工事とあわせての水道工事ということでございましたので、都市建設課の担当とあわせて地元で説明会を行っております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 次に、鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木克己君） 私の方からは、収納にかかわる2点についてお答えさせていただきます。

まず、第1点目の19年度予算計上するに当たり、現年課税分91.5%、滞納繰越分13.0%は最初から低い収納率であるが、その理由について示せということではありますが、議員ご承知のとおり、国保会計は総額に対して国庫支出金を初め、他の収入と国保税による収入をもって構成されております。このことから、最低でも予算に計上する税を徴収しなければならないため、過去の収納状況を検討し、予算として率を計上したものです。

2点目の年間を通じて収納率を高めていくことと思うが、今後どのような取り組みを考えているのかという趣旨のご質問だと思いますが、このことにつきましては、現年課税分と滞納繰越分に分類して考える必要があると思います。

まず、現年課税分につきましては、平成17年度において90.33%でありまして、平成18年度の2月現在でございますが、85.76%となっており、17年度、同時期85.26%より若干上向きに推移をしてきております。当然ながら、収納率を上げるのが私に課せられた使命と考えておりますので、収納率向上に結びつくよう、課税時における広報等を行い、国保税について理解をいただけるよう対応しております。

また、滞納繰越分につきましては、滞納者の理解を得るために納税相談、臨戸徴収、電話催告等を行い、あくまで国保税というものを理解をしていただき、対応したいと思っておりますし、その滞納の性格によってはペナルティーとも言える資格書、短期保険証の発行も行い、実施してきております。ただ、資格書につきましては、何度も質問の中で答弁しておりますが、滞納したから出すのではなく、納税相談をこまめに実施した中で、その加入者の状況により対応することとしております。以上でございます。

○副議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君） 特会及び水道事業会計におきましても、19年度、行革の推進を図っていくという内容の一端についてご説明がありました。ぜひ、強力な推進を図って、その成果を上げていただきたいと思いますというわけであります。

私が申し上げるまでもないわけでありまして、総務省の地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針、これを踏まえまして、各地方自治体ともに地方行革の次なる取り組みとして積極的な取り組みを試みている、これが現状であろうかと思うわけであります。

この次なる取り組みの最大の課題、これが公共サービス改革。2つ目の課題が地方公会計改革であると言われております。これへの挑戦といいますか、取り組みについて、特に勝浦市においては19年度から滑り出していくものと思うわけでありまして、今、特別会計及び水道事業会計における取り組みの一端について、細かい点でありますけれども、非常に大事な点についてご答弁がありました。

それらも含んでいるわけでありまして、全体として行革推進を図る立場にある担当者は、行革大綱2005がありますけれども、それも含め、あわせて次なる具体的な行革推進の方策について、方向的な面ではどのような見解を有しているのか、この際、総務課長から承っておきたいと

思います。

何度も指摘して恐縮でありますけれども、勝浦市は医療費が増嵩している。その基調にブレーキがかからない。その要因について、担当の課においては分析していると思うわけでありましてけれども、現在、把握、分析している内容で結構でありますので、勝浦市の医療行政、どこにどういう問題があり、課題があり、そこをどう改善すればいいのかという観点から、見解があればお示しいただきたいと思います。

繰り返し、鴨川市の比較対象で申し上げて恐縮でありますけれども、市民の健康増進へ向けた諸施策の展開を19年度も行っていきます。しかし、各種の検診事業の検診率、受診率等を決算等で見ますと、鴨川市の方がかなり率は高いといえますか、きめ細かな施策展開も行われている。その成果かどうかわかりませんが、かなりのプラス影響を及ぼして、市民の健康づくりに貢献しているのではないかと私は見ているわけでありましてけれども、この鴨川市の健康増進活動、具体的な計画や具体的な活動等について、それなりに調査、研究、分析をされていると思うわけでありましてけれども、勝浦市と対比してどこがどう違っているのか。勝浦市は、どこをどう改善していったらいいのかという点での検討も加えられてきていると思いますので、念のためにその辺のご説明をいただければ、幸いです。

繰越金活用を含めて、本算定段階で国保税の軽減措置を行うか行わないのか等について検討していくという趣旨の答弁であったやに承ったわけでありましてけれども、たしか、この繰越金約8,000万円というのは、単年度での繰越金の額としては非常に大きい数字が繰り越されるというふうに見えているわけでありましてけれども、かなり前は1億円以上ないといけなとかいろいろ言われておりましたけれども、しかし、他市町を例にとりましても、他市の中ではすれすれで運営していると。それが即保険税軽減にもつながっていくわけでありましてけれども、本算定段階において、その辺の調整についてはどのようにお考えになっているのか、お聞かせ願いたい。つまり、繰越金を多額生じさせるような、そういうような運営ではなくて、できる限り保険税を軽減させていくという中で、健全な保険会計の運営をとということなんですけれども、その点の見解について改めて承っておきたいと思います。

水道事業の関係でありますけれども、先日、地域の部長ともいろいろお話し合いをしたんですけれども、松部山田地域については、今も説明があったように、現段階で水道の加入申し込みがないということでもあります。本管が東急とつながって加圧された水が給水できると、そういう段階においては申し込みがなされるであろうと思いますけれども、しかし、ちょっと甘い考えではないかと思う節があります。したがって、できる限り、早い段階で再度、住民との話し合いの場を設けるなりして、多くの住民の方々が給水手続が進められるような、納得いく説明をしてあげていただきたいなと、こう思うわけでありまして。その点について、再度、今後の取り組みということで承っておきたいと思います。以上。

○副議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、さらなる行革ということでお答えをさせていただきます。議員ご指摘のように、平成18年9月15日付で地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針というものが示されております。この指針につきましても、大きく分けて3つに分けられております。1つが総人件費改革、2つ目が公共サービス改革、3つ目が地方公会計改革の3つでございます。最初の総人件費改革につきましても、国家公務員の定員の純減、国では5.7%と

言っておりますけれども、それに見合って市町村におきましては定員の削減をするように、純減をするようにということではありますが、これにつきましては、現在の市の定員適正化計画等につきましては、この率を超えた削減計画を持っておりますので、ここはクリアしているというふうに考えております。

2番目のご指摘のありました公共サービス改革の関係でございます。過去の議会でも議員よりご指摘をいただきました事業仕分けを踏まえた検討が求められているわけではありますが、現在、内容等について検討を加えておりますが、今後、公共サービスの必要性とか実施主体等の総点検をした上で、事業仕分けについて、さらに研究を踏まえた上で実施したいというふうに考えております。

これもさきの議会でもご指摘いただきました市場化テストの実施の関係でございますが、基本的には公共サービスの維持向上に関する成果、指標とか経費削減などに関する数値目標を設定した上での実施というふうに伺っておりますので、これにつきましても担当課と協議した上で、実施できるものから改革を進めていきたいというふうに考えております。

地方公会計改革であります。これは大きく分けると2つに分かれております。1つが貸借対照表とか行政コスト計算書等の財務指標の整備の関係が1点ございます。これは既に財政課等で一部行っているものもございますが、さらに改良を加える必要があるというふうに考えております。

もう一点が、未利用財産の売却の関係でございます。これにつきましても、さきに財政課長の方から答弁があったと思いますが、現在の市の未利用財産等については、その利用あるいは売却等含めて検討しているところでございますので、この新たな行革大綱の指針の内容に沿った方向性と具体的な施策について、今後、検討した上で対応する必要があるというふうに考えております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 次に、滝本市民課長。

○市民課長（滝本幸三君） 税の軽減の件でございますが、何度も同じ答えになってしまうかもしれませんが、18年度見込みとして8,000万円、あくまでも見込みということで、医療給付費もまだ2カ月残っております。この辺がどのような状況になるかということも繰り越しの金額の増減が出てくるわけではありますが、あくまでも現在8,000万円ということを見込んでおります。

税の算定につきましては、今申し上げました給付費の動向が非常に大きなウエートを持つわけです。そのほか介護納付金、老人保健拠出金、さらには所得の状況、これらのものを総合的に判断する必要がありますけれども、先ほども申し上げたとおり、繰越金等の財源も含めて、本算定までに検討していきたいという考えでございます。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 次に、関介護健康課長。

○介護健康課長（関 修君） 勝浦における医療費の増嵩要因、あるいは鴨川市の健康増進対策との違い等についてのご質問でございますが、勝浦市の医療費の増嵩で一番大きいのは高血圧症にかかわるものが1位を占めております。そのために平成17年度から広報紙等を活用いたしまして、高血圧コラム等の掲載を実施してきておるところでありますし、また、今後、これら高血圧症につながる予防事業といたしまして、先ほど申し上げましたように、メタボリックシンドローム対策予防を継続的に実施するとともに、経過後の指導、評価業務を新たに実施していこうと考えております。

鴨川市との違いでございますが、検診会場等については、鴨川市は保健センターにおいて充実し実施しており、また保健業務につきましては、事業的に大差はないものと考えております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 次に、藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。松部山田地区の加入の関係でございますけれども、19年度において工事実施いたします前に説明会を再度行いたいと思います。そのときに詳しいことと現状について申し上げて、せっかく水道管入ったんですからということで加入を進めたいと思っております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君） 総務課長から行革推進の今後の方向について、総人件費改革等を踏まえた総務省の取り組みとあわせて、勝浦市においても取り組みをしていく方向といたしますか、見解が示されました。

そこでお伺いするわけでありますけれども、総人件費改革の一端でありますけれども、今、全国的に地域の民間企業と自治体、役所の職員の給与、この差の問題等から地域民間給与のさらなる反映に向けた取り組みということで、全国的に地方自治体が具体的な取り組みを始めつつあるわけです。本市においても検討されていると思うわけですが、この民間との比較の方法について、これまでの公民格差、算定の方法、これを各自治体ともに検証しまして、民間の雇用形態の変化等を踏まえた必要な見直しを行って、そしてこの地域民間給与の反映に取り組んでいるというのが実情ではないかと思えます。この取り組みについて、勝浦市としては実情どうなっているのか。市職員の給与と勝浦市内にある民間企業の給与の水準がどうなっているのか。そして、この比較検討の中でどう是正していこうとしているのかという観点から、具体的に考え方、取り組みの方向についてお示しいただければ幸いです。以上。

○副議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、職員の給与、人件費関係についてお答えを申し上げます。議員ご指摘のように、今回のさらなる行革の一つの大きな柱であります総人件費改革、この中にも地域民間給与のさらなる反映に向けた取り組みというような大きな項目が示されております。従来、市の給与関係につきましては、議員ご指摘のように、国の人事院勧告、さらには千葉県的人事委員会勧告等を踏まえた上で、市にあります職員組合との交渉等を踏まえた上での給与関係の決定をしているのが実態でございます。従来、市内の企業等の給与関係を調査した上で、それを市の職員の給与に反映しているということは現時点ではありませんが、従来から市の給与関係につきましては、あくまでも千葉県の人事委員会勧告に沿った形でできておりますので、今後についても基本的にはその形でいかなくてもいけないというふうに思っています。

ただし、人件費につきましては、基本的に給与の関係と職員数の関係でございます。今回の人件費改革におきましても、一時的には、給与関係は基本的に千葉県の人事委員会勧告に沿っておりますが、もう一方の人件費を減らす意味での職員数について大幅な削減を行っておりますので、一時的な人件費の行革に示す対応はできているというふうに思っておりますが、ただ、今後、議員ご指摘のように、あくまでも地域間格差の関係でございますので、市内の企業関係が勝浦市につきましては大きな企業といたしますか、企業数が少ないというような実態等もございますが、地域の給与関係につきましては、今後、調査した上で職員と給与の比較等、十分に検討させていただ

きたいというふうに思っています。以上です。

○副議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君） 水道事業会計で、まず予定貸借対照表、収益的収支、見させていただいてる中で、19年度も単年度の黒字が見込まれるという数値が示されています。予定損益計算書を見させていただいても、そういう傾向が見受けられます。しかし、勝浦市の水道事業の将来にわたっての問題、特にいろんな要因がありながらも、県下で高位を示している水道料金との関係の問題等々が勝浦市の水道事業にとってはかなり重要問題が山積しているというか、幾つかあるというふうに私は見えています。

そういう中で、いろいろな方策、施策を、あるいは企業努力をしながら勝浦市の水道事業会計が進められているということについては一定の理解を持っているものでありますが、ここで改めて将来的な方向を含めて、毎年そういうことなんでしょうけれども、違う角度から若干の問題提起にあわせて考え方をお尋ねをしたい。

そこで、データの的にまずお願いしたいのは、勝浦市の給水収益の変遷といいますか、これからすべて、できれば5カ年間の過去と現在についてお尋ねをしたいんですが、平成15年度の給水収益が何ぼで、今回、平成19年度の予算上の給水収益が9億793万5,000円ですから、これと15年度との対比でどれほどのプラスマイナスで差異があるのかどうか、これが知りたいわけで、それがデータの的には第1点。

広域水道からの受水が現在も過去もあるわけですけど、今回、19年度で受水費として計上されているのが2億7,364万3,000円、これがたしか年間113万6,600トンの経費だと、間違っていないと、こういうふうに聞いているんですが、割り返せばいいんですけど、これが平成15年度の1立方当たり、1トン当たりに換算した広域水道からの受水費が何ぼで、この19年度計上されている2億7,364万3,000円の広域水道から受水する1トン当たりに換算した費用がどのくらいになるのか、これについてお尋ねをしたい。

3点目に、勝浦市の給水原価と供給単価との関係であります。これも1立方当たりの給水原価と供給単価の関係が平成15年度と平成19年度で予想される、あるいは19年度は予算立てであるし、18年度はまだ決算が締めてないのでわからんということであるならば、15年対17年度の給水原価と供給単価との関係をお尋ねをしたい。

その資料の上に立って、1点目で言った給水収益は、今までの質疑ややりとりの中で推測するところ、年々減ってきているだろうという見込みに立ちます。広域水道からの受水費の単価と市が独自に生産をしている給水原価との差は、恐らく広域水道から受水している受水費の単価の方が若干下回っているのではないかという予測を立てています。これは念のためにお聞きしてからのお話にしますが。

そういう前提に立つとするならば、今、勝浦市が持っている揚水場で言えば佐野の揚水場と法花の揚水場。浄水場で言えば、松部の浄水場と佐野の浄水場、それと、浄水をされて、そのまま供給すれば、そのまま管を流して蛇口まで運べば飲料に適している広域水道からの受水、この3本立ての関係が、単価との差とか、この施設の分散化とか、こういうものをこの際全体として整理統合というか、見直しの中で、何か一工夫、二工夫あって、若干でも供給単価の下げの方向に向かって、それが経営上やっていけないのかどうか、そういう点を執行部としては持ち合わせているとすれば、それをお尋ねしたいし、持ち合わせてないとすれば、その辺のところを考えてい

く必要があるのではないかというふうに思うんですが、そういう点についてお尋ねをしたい。以上。

○副議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。まず、給水収益の変遷でございますけれども、これが15年度、決算数値の税抜き収益額でございますけれども、7億 6,425万円でございます。平成18年、これはまだ締めてございませんけれども、新年度予算を立てる上での決算推測値でいきますと、8億 4,589万 2,000円が18年度で給水収益として上がるだろうというふうに見込まれております。

次に、給水原価と供給単価、これの動きでございますけれども、平成15年度の給水原価が 273円02銭でございます。供給単価で 279円01銭。これでいきますと 6円19銭の1立方メートル当たりの収益があるという決算数値が出ております。16年度で申し上げますと、給水原価で 271円21銭、供給単価で 278円31銭、これも差し引きますと 7円10銭の収益ということになります。これが17年度で申し上げますと、給水原価で 276円42銭、供給単価で 278円47銭、2円5銭の収益ということになります。

また、広域水道の単価でございますけれども、広域水道はご存じのように、平成17年度から平均 8.5%料金改定いたしました。これによりまして、基本料金は1立方メートル当たり 125円42銭、従量料金が26円70銭、これはどちらも税抜きでございます。基本料金が9割と。あとの10%が従量料金と、そういう料金体系になっております。

基本料金で申し上げますと、先ほど申し上げました 125円42銭に勝浦市の割り当て水量、現在日量 5,030立方メートルとなっておりますので、これを掛けて、さらに1年分 365日を掛けたものが基本料金ということになります。

従量料金でございますけれども、先ほど議員おっしゃられました年間の総受水量にこの従量料金26円70銭を掛けたものが従量料金ということで、この基本料金と従量料金を合わせたものが私どもの受水費ということになります。

勝浦市が広域さんから受けております受水費、これは費用の面でございますけど、15年から17年までを申し上げますと、15年度で、これも税抜きでございますけれども、2億 2,227万 8,000円、16年度が2億 2,198万円、15年から16年におきましては29万 8,000円減っております。17年度が2億 5,402万円、これは料金改定がございました関係から、金額では 3,204万円増額というのが私どもが受けております受水の内訳でございます。

次に、広域水道の水源と自己水源についてでございますけれども、広域水道の計画は3段階ございまして、広域水道が発足するときに各受水団体から合わせたものが日 7万 130立方メートルでございます。これのときに勝浦市が要望したもの、これは日 6,400立方メートルでございます。ただし、これは最終的な当時の計画量でありまして、現在、利根川から取水しております導水路からの水利権量、これが日 4万 2,330立方メートルで、これに対します勝浦市の受水の割合でございますけれども、日量で 3,870立方メートルということになっております。ちなみに、今、

ダム問題が話題になっておりますけれども、ダムが完成したときの計画水量、これが日 5万 5,060立方メートル。これの水量が確保できるのであれば、勝浦市は 5,030立方メートルを毎日受水できるというものでございますけれども、今、ダムにつきましては、ご存じのように、見直しを図っているところでありますので、これはまだ確定とは言えません。

次に、私どもが持ち合わせております河川水利権でございますけれども、河川水利には法花での水利権、また佐野での水利権、2カ所河川水利権を持っております。法花の水利権量でございますけれども、日量で4,492立方メートル、佐野で8,320立方メートルでございます。合わせて、河川からの水利権は1万2,812立方メートルでございます。

施設の能力ですけれども、松部につきましては日最大8,000立方メートルつくることができます。これは法花の水利権量4,492立方メートルに対して、何で8,000立方メートルできるんだという不思議な数値と思われるかと思っておりますけれども、水利権量は年間保持しておりますけれども、勝浦市の水道事業の体系といたしまして、お水をすごく使う時期、使わない時期とございます。これによりまして、松部に貯水池があるのご存じかと思っておりますけれども、通常時で松部浄水場で水利権以下で動いていた場合の余剰水を松部貯水池に貯留して、夏の間の水利権不足のときの補いをするということで、施設に対しては8,000立方メートルありますけれども、水利権につきましては4,492立方メートルしかないというのが内訳でございます。佐野につきましては、水利権量8,320立方メートルに対しまして、浄水能力8,050立方メートルです。ですので、うちの方で今、自己水源で日最大、河川水量から賄えます浄水能力は1万6,050立方メートルでございます。

施設の見直しと今後の事業計画と申しますか、考え方と申しますか、そういうものについてでございますけれども、年々、水の使用量は減ってきておりますし、施設は老朽化していくと。そういう中で、このままで水道事業どうなるんだという考え方があるかと思えます。今、民間委託とか、そういうもので人件費を減らしながら営業費の削減に努めているというのが実情でございますけれども、これは全体からしますとウエートの的にはそんなに大したものではないと。全体金額すれば、わずかなものであるというふうな結果となっております。今後におきましては、勝浦が伸びてきた時代に合わせて水道施設も拡張してきました。しかし、これが逆の方向に進んでいる現在におきましては、逆に施設の統合を図っていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。これは自己水源ばかりじゃなくして、広域水道の役目を含めた中で計画を立てていくべきじゃないかというふうに考えております。

今、井戸からの水量が少なくなって広域の水に振り替えたり、そういう中でいろいろ施設を休ませたり、そういう努力の中で行っております。ですが、将来においては分散している浄水場を1カ所に集約するとか、そういう中で改善、老朽化の更新に合わせて施設拡大というか集約化をしていくと、そういうことが必要じゃないかというふうに考えております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君） 話は大体わかりました。給水収益の変遷で、私が減っているんじゃないかといってデータ的にはふえてるというのは、これは途中でかなり大幅な水道料金の改定をやったからであって、私は給水量については、全体としては年々減ってきてるんじゃないかというふうに見てるんですけど、その点について、もう一度お尋ねをしたい。それが一つ。

次に、後半で言われてたことなんですけど、つまり、佐野と法花で8,000トン、8,000トン、1万6,000トンの能力持ってるんですね、さらに、それをためておく調整池あるいは配水池を新坂のところと芳賀に持ちながら。ただ、勝浦の場合、今、夏季の日量、最大1万4,000から1万5,000トンぐらいじゃないんでしょうか。そうすると、1万8,000トン最大日量持っている能力と、現実の勝浦市の1万四、五千トンの必要量と日量3,000トン前後の差というのは、かなり大きなものがあって、今後、勝浦市の人口増は相当見込めるのかどうかというのと、それはどなたが

見ても、そうは期待できないというのが常識的な考えだろうと。

そうなってくると、今、課長が言われてたように、水利権は法花が 4,500トン、佐野が 8,300トン。しかし、ここ2つに分散されてる、つまり法花の水利権 4,500トンは、ため水をしながら法花の揚水場から松部の浄水場にかけての 8,000トンなんですね。もう一方、佐野で夷隅川から水をくみ上げる揚水と、同時にあそこの浄水場で浄水していると。これは、どう見たって、施設を2つに分散していることについては、1カ所に持っていっちゃって、水利権はそのまま、どうせ夷隅川の水利権ですから、上流であろうと下流であろうと水利権に変わりはないわけで、既得権の水利権については、例えば佐野なら佐野からの揚水にするということで水利権をまとめ上げちゃうということは可能だと思うんですね。そういうことなども含めて、実情に合った、リアルな方向性を出す必要があるだろうと。

そういう中で合理化、合理化って、ただ、正職員を減らして民間委託といったって、これは規模が知れてる話で、抜本的な、そういうことも含めた改革が必要ではないか。ある意味では、市で独自で生産している単価よりも低い受水単価の広域水道の水、今、日量 3,870トンですけども、これと勝浦市でつくる水との総和でもって何とか、傾斜できるものなら、もっと広域水道の方に受水を傾斜させていくという方途とか、いろいろ考えていかなきゃいけないだろうと、こういうふうに思っています。

そういう点について、勝浦市水道事業の経営者である、管理者である市長の考え方についてご答弁をいただきたいというふうに思います。

せんだってもやったが、今回も水道課長が言っている広域水道の大多喜ダムの建設事業については、市長も参加した広域水道議会、あるいは対策会議なるものが開かれたと思うんですけど、その中に市長は参加してるはずですよ。そこでは大多喜ダム建設を推進するという決議がされたんです。それを国に申請をしようとしたら、国からチェックが入って、将来的な水需要の関係で待ったがかかっているというのが実情じゃないのかと思うんですが、その辺について、もう少し系統だった経過について、これも改めてお聞きしておきたい。以上、2点です。

○副議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 水道についての議員の見識をただいま拝聴いたしました。基本的に、私がふだん考えている点と一致する点もございます。確かに単価が安い広域の水に傾斜をかけていくことも十分考えておりますが、ただ、私は水資源の枯渇ということを考えると、利根川水域の水源が将来とも万全であるのかどうか、あるいは水源の確保のために分担金を各県が払う。その下で市町村がまた担っていくというようなことがもしあったとするならば、どうなんだろう。今の状態を維持していくことは確かに負担がかかって、経費の面から見れば、統合する方が合理的であるかもしれないけれども、そういう観点を考慮すると、一挙にここでどうという結論が出にくい状況にある。お示しいただいた見識には十分敬意を表していきたいと思えます。

なお、今の大多喜ダムの問題については、建設を推進したけれども、国の方からこの時期にということで再考を求められてきた。私としても個人的には、現在の各市町村の状況からすれば、これを積極的に推進するまでもないであろう。それよりも、まず自分たちの地域における財政の問題をもっとしっかりと確立する方が先である。今、急にここで水資源が足りない状況にはないと。まだ、幾分、県においても余力があるだろうという考えでありますので、その辺のことについては、私は大多喜ダムの推進には全く消極的である。そして、県のまだ能力的に余剰な範囲内

での給水が大丈夫である可能性もあると私は踏んでるんですけども、それについて十分、各水道企業体に対する分配水量の検討をなされた方が合理的である、そういうふうに考えております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） 次に、藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。先ほどの水量の絡みの中で、料金も含めてでございますけれど、途中で伸びたじゃないかというご指摘でございましたけれども、実は平成15年が冷夏でありました。次の年は逆な天候状態ということで、15年に減って次にふえてると、そういう状況がございました。ただ、勝浦市の水道の流れ、これでいきますと、平成6年、この年がピークでありまして、それ以降、毎年少しずつ減少しているというのが現状でございます、私の持っておりますデータの中で、平成17年が272万1,517立方メートルということで、平成6年からしますと20万トン以上落ち込んでいるというのが今の給水の状況でございます。以上です。

○副議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君） 今の構想の話ですけど、すぐにそれをやれというのではなく、そういう選択肢も将来を見据えて、選択肢の一つに見ていく必要あるんじゃないかということで発言をしました。現実に関、千葉県の水道の環境を見回した場合に、堂本知事が県営水道一本で、市長が盛んに陳情したり主張したりしている南房総も含めて、県水一本でやる気があるのかといたら、とてもじゃないけど、そんなことは現実としてないわけですね。そういう中で南房総の事業が始まった。このことについても一定の各市町村が莫大な投資と分担金をやって完成して何年もたつと。この段階で、勝浦市がそこから脱落するとか、抜けちゃうという非現実的なことはできない。しからば、勝浦市の上水道は、近い将来を含めた問題として、どうしたらいいのか。私は、そういった場合に、もちろん前提になるのは渇水期とか、不測の事態とか、その事態においては、勝浦市独自の水源と浄水機能を、最低のものを確保しておく、それが大前提です。それでなければ、オール広域水道に頼ってたんでは、とてもじゃないけど、えらいことになっちゃうと。一たん渇水期がもしきた場合に、勝浦市民の命にかかわる問題です。そういう最低の歯どめの前提は持ちながら、それをメンテナンスしながら、確保しながら、維持管理しながら、しかし、今ある2カ所に分かれている揚水と浄水施設、こういうものを何とか一本化できる、そういう条件はないのかどうか。水利権も確保した上で、そういう発想なんです。だから、私はそういう点も含めて、今ある意味では中長期的なその辺の勝浦市の上水道事業いかにあるべきかについての、より突っ込んだ具体的な方向づけを、ぜひ出すべきだろうと。これは繰り返し水道事業問題では言ってるんだが、それがどうも、もう一步進んだ、それを最終的にそこにやるやらないは別としても、そういういろんなメニューを考えて用意してみるというところに、もう一步踏み込む必要があるんじゃないかというふうに思うんだが、繰り返しみたいで申しわけないんですけど、もう一度お願いします。

○副議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 経営政策の方策ということは、決定的に1つしかないというものではないと。いろいろ策を立て、その中から現状に即した、より有効な政策を実施するというのが経営政策の眼目であろうと思います。それから考えるならば、将来の勝浦市の水道、非常に多額の負担を今強いている勝浦市水道企業にとって、幾つかの試案というものをつくる必要、そして将来を見据えての、その施策の展開で不都合はないかどうかというような具体的な検証はしてみる必要

はあると思うし、今後とも十分検討してみたい、そう思っております。以上です。

○副議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（黒川民雄君） 以上をもちまして各会計予算の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号ないし議案第22号、以上5件につきましては、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、本案の5件につきましては、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、伊丹富夫議員、滝口敏夫議員、刈込欣一議員、児安利之議員、土屋 元議員、佐藤浩寿議員、松崎栄二議員、丸 昭議員、そして私、黒川民雄、以上9人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

陳情の委員会付託

○副議長（黒川民雄君） 日程第2、陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した陳情は、お手元へ配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休 会 の 件

○副議長（黒川民雄君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

明3月13日から22日までの10日間は委員会審査等のため休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、3月13日から22日までの10日間は休会することに決しました。

なお、各委員会は会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○副議長（黒川民雄君） 3月23日は午後1時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。
本日はこれをもって散会いたします。

午後2時11分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第18号～議案第22号の上程・質疑・委員会付託
1. 陳情第1号の委員会付託
1. 休会の件